

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

神川町長 様

下記の売払物件について、売払代金納付後、引渡しを受けるまでに神川町に保管を依頼します。

また、引渡しを受ける前に下記買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、神川町が一切責任をもたないことに同意します。

なお、代金を納付し、所有権が移転した後、一カ月を過ぎても引取らない場合は、神川町が下記売払物件を処分しても異議ありません。

記

区分番号	
物件名称	
規 格 等	

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合は、その費用は買受人の負担となりますので、ご了承ください。